

一般法人(移行法人)にとって変更認可や変更届出が必要な場合

移行法人は、行政庁に公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的の支出計画に定められたところにしたがって、公益目的のための支出を適正に行う必要があります。このため、整備法では移行法人に対し、公益目的支出計画実施報告書等の作成・提出・開示を求めています。

移行法人が作成すべき**定期提出書類**の作成の仕方については、以前にご説明しました。**今回は、通常とは異なる事態が発生したときに、どのような書類を作って提出しなければならないのか、考えます。**

たとえば、公益目的支出計画を変更したら、どうするのでしょうか。

変更の認可を受けなければならない場合と、変更の届出で済む場合があります。

☆変更認可が必要な場合とは(整備法 125 条 1 項)

①公益目的支出計画の変更(軽微なものを除く)がある場合

次の場合は、変更届出で構いません。

- ・実施事業を行う場所の名称等の変更
- ・特定寄付の相手方の名称等の変更
- ・合併の予定の変更等

また、各事業年度の公益目的支出計画の額や実施事業収入の額の変更がある場合に、支出計画が予定どおりに完了しなくなることが明らかな場合には、変更認可が必要ですが、予定どおり完了する見込みの場合には、公益目的支出計画実施報告書への記載で済みます。

☆変更届出が必要な場合とは(整備法 125 条 3 項)

- ①公益目的支出計画の軽微な変更
- ②法人の名称、住所、代表者の変更
- ③定款で残余財産の帰属に関する事項の定め又はその変更
- ④法人の解散

このとき、残余財産の帰属について認可行政庁の承認が別途必要になります。